

はつらつ脳力アップ教室

運動や脳トレ、創作活動等を通して頭と身体を鍛え、仲間とともに健康づくりを行う教室です。自宅で参加できるオンライン教室も開催します。

期 間 令和7年3月まで（全18回）※週1回程度

対 象 区内在住で、要支援・要介護の認定を受けていない、おおむね65歳以上の方
※オンライン教室は、Web会議ができる環境がある方

費 用 無料 ※通所教室は、創作活動時のみ300円 ※オンライン教室の通信費は自己負担

締切り 10月7日(月) ※1人1会場に限る（体験会は、ほかの会場と併せて申し込み可）

申込み問合せ 来所・電話・荒川区ホームページで、区役所2階高齢者福祉課介護予防事業係 ☎（3802）4034

オンライン教室体験会

期日 10月1日(火) **時間** 午後2時～3時

会場 サンパール荒川4階第2・3集会室

定員 20人（申込順）

会 場		曜日	初回日	時 間	定員(抽選)
通所教室	南千住駅前ふれあい館	(火)	10月29日(火)	午前 9 時45分～11時45分	14人
	峡田ふれあい館	(木)	10月31日(木)		10人
	荒木田ふれあい館		午後 1 時～ 3 時	12人	
	尾久ふれあい館	(水)		11月 6 日(水)	20人
	タヤけこやけふれあい館	(金)	10月25日(金)	午前 9 時45分～11時45分	14人
オンライン教室		(月)	10月21日(月) 午後 1 時～ 3 時	午後 1 時30分～ 2 時45分	20人

※オンライン教室は、初回と最終回のみ生涯学習センター4階多目的室で行います

9月は

世界アルツハイマー月間

「世界アルツハイマー月間」では、世界全体で、認知症の方や介護者の方を支援する活動が行われています。区でも、認知症への理解を広げるための取り組みを行います。

区内施設での展示

認知症に関する展示や関連資料等の配布を行います。

期 間
会 場

- ▶ 9月13日(金)～10月9日(水)
…南千住図書館
- ▶ 9月14日(土)～10月9日(水)
…尾久図書館
- ▶ 9月17日(火)～27日(金)
…区役所1階ロビー、ゆいの森あらかわ
- ▶ 9月20日(金)～10月16日(水)
…町屋図書館、日暮里図書館



認知症普及啓発グッズの配布

認知症普及啓発用クリアファイルを配布します。※なくなりしだい終了

配布場所

区役所2階高齢者福祉課、各地域包括支援センター、左記の展示会場（展示期間のみ配布）

あらかわ遊園観覧車のライトアップ

認知症普及啓発活動のテーマカラーであるオレンジ色にライトアップします。

期 間 9月13日(金)～15日(日)

時 間 日没～午後8時



問合せ 高齢者福祉課介護予防事業係 ☎（3802）4034

心身障害者福祉手当等のお知らせ

申請・問合せ

障害者福祉課障害サービス係（区役所1階）
☎内線2691 ☎FAX(3802)0819

次の手当に該当する方で、申請をしていない方はお問い合わせください。

心身障害者福祉手当（区の制度）

対象・支給額（月額）

- ▶ 身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1～3度の方、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方、区指定の難病の方 …… **1万5500円**
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方 …… **9500円**

※対象となった年齢が65歳以上の方は新規申請ができません。また、施設入所者、児童育成手当（障害手当）の支給対象児童、障がい者本人または障がい児の保護者等の所得が、**表1**の所得制限額を超える方には支給されません

表1 所得制限額（心身障害者福祉手当）

扶養親族等の数	本人所得
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人以降1人につき	38万円加算

※20歳以上の障がい者は本人の所得
※20歳未満の障がい児は、障がい児の生計を維持している保護者等の所得
※扶養親族等に特定扶養親族または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満の方に限る）があるときは、1人につき25万円加算
※令和6年度8月分～7年7月分の支給は、令和5年中の所得から算出

特別障害者手当（国の制度）

対 象

20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方
※各種手帳を取得していなくても申請可

支給額（月額） 2万8840円

※施設等入所者、病院等に継続して3か月を超えて入院の方、障がい者本人および配偶者・扶養義務者等の所得が、**表2**のそれぞれの所得制限額以上の方には支給されません

障害児福祉手当（国の制度）

対 象

20歳未満で精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方
※各種手帳を取得していなくても申請可

支給額（月額） 1万5690円

※施設入所者、障害年金受給者、障がい者本人および配偶者・扶養義務者等の所得が、**表2**のそれぞれの所得制限額以上の方には支給されません

表2 所得制限額（特別障害者手当・障害児福祉手当）

扶養親族等の数	本人所得	配偶者および扶養義務者の所得
0人	360万4000円	628万7000円
1人	398万4000円	653万6000円
2人	436万4000円	674万9000円
3人以降1人につき	38万円加算	21万3000円加算

※扶養親族等に特定扶養親族または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満の方に限る）があるときは、1人につき25万円加算
※令和6年度8月分～7年7月分の支給は、令和5年中の所得から算出